

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 2-1 我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築。
	政策の達成目標	受給権保護の観点から、税制優遇措置（運用時の特別法人税課税の停止）を継続することにより、受給者の安定した老後の所得確保を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置または3年間（平成28年度末まで）の延長。
	同上の期間中の達成目標	受給権保護の観点から、税制優遇措置（運用時の特別法人税課税の停止）を継続することにより、受給者の安定した老後の所得確保を図る。
	政策目標の達成状況	平成23年度末時点で175件794人、平成24年末までに165件746人に適用されており、受給権保護の観点から安定した老後の所得確保を図ることができた。
有効性	要望の措置の適用見込み	適用者数は、以下のとおり。 平成23年度末：175件（794人） 平成24年末：165件（746人）（推計） 平成25年末：145件（658人）（推計） 平成26年末：132件（599人）（推計） 平成27年末：118件（537人）（推計） 平成28年末：104件（472人）（推計） なお、本租税特別措置等は、一定の要件が生じているため平成24年4月以降も存続している閉鎖型適格退職年金契約の全てに適用されるものであることから、制度上、適用が一部に偏ったり、僅少となることはない。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	運用時の税制優遇措置を継続することにより、閉鎖型適格退職年金契約の全てについて、受給権保護の観点から安定した老後の所得確保を図ることができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	企業年金各制度については、掛金時等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	本措置は、閉鎖型適格年金契約について現在と同様の税制優遇措置を講ずるものであり、上記政策目的の実現手段は当該措置以外には存在しない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本措置は、閉鎖型適格年金契約について現在と同様の税制優遇措置を講ずるものであり、当該措置以外に上記政策目的にかかる他の支援措置や義務付け等は存在しない。
	要望の措置の妥当性	閉鎖型適格退職年金契約者の安定した老後の所得確保を図ることができ、閉鎖型適格退職年金契約の受給者保護が図られる。
	ページ	4—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 23 年度末 : 175 件 (794 人) 平成 24 年末の適用者数 : 165 件 (746 人) (推計)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」には、適用実態等に関する情報が無い。</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>閉鎖型適格退職年金契約の全てについて、受給権保護の観点から安定した老後の所得確保を図ることができた。 今後も、運用時の税制優遇措置を継続することにより、閉鎖型適格退職年金契約の全てについて、受給権保護の観点から安定した老後の所得確保を図ることができる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>「勤労者の退職後の生活を支える適格退職年金制度の健全な運営を図る」</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>前回要望時の達成目標は、本租税特別措置等による積立金に対する特別法人税の課税停止措置により、達成されていると考えられる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度税制改正要望において、特別法人税撤廃を要望し、平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度において課税停止が延長されている。</p>
<p>ページ</p>	<p>4—3</p>